

工事等成績評定結果閲覧要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市が発注する建設工事に係る成績評定結果の閲覧について、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧対象とする工事等)

第2条 閲覧対象とする工事等は、春日井市工事等成績評定要領（平成14年4月1日施行）の規定により、成績評定を行う工事等とする。

(閲覧に供する成績評定書類)

第3条 閲覧に供する工事等成績評定書類は、工事成績評定表（春日井市工事等成績評定要領第5号様式）とする。

(閲覧開始時期)

第4条 閲覧に供する成績評定書類は、月単位でまとめ閲覧簿へ収録するものとし、閲覧開始時期は、原則として当該対象工事等の評定結果を通知した日の属する月の翌月以降とする。

(閲覧期間)

第5条 閲覧期間は、当該対象工事等の完了検査を行った年度から6年とする。

(閲覧場所)

第6条 閲覧場所は、春日井市総務部契約管理課とする。

(閲覧日及び閲覧時間)

第7条 閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。

- (1) 閲覧日 1月4日から12月28日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時まで

(閲覧の条件)

第8条 閲覧書類は所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできない。

2 閲覧しようとする者は、閲覧書類を汚損又は棄損してはならない。

(閲覧手続き)

第9条 閲覧しようとする者は、閲覧申出書（別記様式）に必要事項を記入して閲覧するものとする。

- 2 閲覧しようとする者は、前条に規定する閲覧条件を遵守しなければならない。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の工事等成績評定結果閲覧要領の規定に基づいて保存されている工事成績評定表（第 5 号様式）は、改正後の工事等成績評定結果閲覧要領の規定にかかわらず、従前の例による。
- 3 この要領の施行の際、改正前の工事等成績評定結果閲覧要領の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の工事等成績評定結果閲覧要領の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別記様式（第9条関係）

受付番号

工事成績評定結果閲覧申出書			
年 月 日			
(あて先) 春日井市長			
申 出 人	住 所	〒	
	職業（会社名）		TEL
	（フリガナ）		TEL
	氏 名		
(目的、理由)			
<p>(備考)</p> <p>閲覧した工事成績評定結果に対する説明書請求及びコピーの請求は、別途公文書開示請求の手続きを行ってください。</p>			